

8 ^{はたら}働 <

1 障害者の職業紹介

障害者の就職については、公共職業安定所に専門の係が置かれ、求人・求職の受付から就職後のアフターケアまで一貫して行われています。

〔所在地〕

安定所名	所在地	管轄地域 (広島市域のみ記載)	TEL (FAX)
ハローワーク広島	〒730-8513 中区上八丁堀8-2	中区、西区、安佐南区、 佐伯区(湯来町・杉並台を 除く。)	223-8609 (223-5122)
ハローワーク 広島東	〒732-0051 東区光が丘13-7	東区、南区、安芸区	264-8609 (264-1355)
ハローワーク可部	〒731-0223 安佐北区可部南三丁目3-36	安佐北区	815-8609 (814-6222)
ハローワーク 廿日市	〒738-0033 廿日市市串戸四丁目9-32	佐伯区のうち 湯来町・杉並台	0829-32-8609 (0829-32-3350)

2 広島障害者職業センター

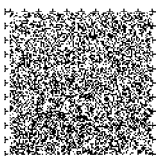
公共職業安定所と連携し、障害のある方の就職・継続就労、事業主の採用・雇用管理をお手伝いするための次の業務を行っています。

- ①就職活動の方向性などを検討するための職業相談・職業評価
- ②自分に合った仕事選びや継続就労を実現するための職業準備支援
- ③ジョブコーチによる職場適応支援
- ④メンタルヘルス不調で休職中の方が職場に復帰するための支援
- ⑤障害者の雇用や雇用継続に係る事業主への相談、支援
- ⑥その他 障害者の就労および職業の安定に係る相談、情報提供など

〔相談方法〕 事前に電話等で予約して来所してください。ハローワーク等で職業相談を行っている方は、担当者を通してご連絡ください。

〔所在地〕

施設名	所在地	設置主体	TEL (FAX)
広島障害者 職業センター	〒730-0004 中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル12F	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構	502-4795 (211-4070)



3 障害者就業・生活支援センター

障害者の職業的自立のため、身近な地域で就業面の支援と生活面の支援を一体的に行うことを目的とし、関係機関と連携しながら、就業およびそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせん等を行っています。

- 〔事業内容〕
- ① 就業に関する相談支援
 - ② 雇用管理に係る事業主への助言
 - ③ 職場定着の支援
 - ④ 日常生活・地域生活に関する助言

〔手続〕 直接申し込んでください。

〔所在地〕

施設名	所在地	設置主体	TEL (FAX)
広島障害者就業・生活支援センター	〒733-0011 西区横川町二丁目5-6 メゾン寿々屋201号	(福) 広島市 手をつなぐ育成会	297-5011 (297-5012)
広島東障害者就業・生活支援センター	〒732-0053 東区若草町15-20 就労サポートセンター SOAR 5階	(福) つつじ	262-5100 (262-5102)

4 障害者合同面接会の開催

ハローワークなどとの共催により、就職を希望する障害者と障害者の雇用を希望している事業所とが一堂に会して、面接を行う合同面接会を開催しています。

〔時期〕 10月

〔問合せ先〕 ハローワーク (86頁)

5 トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース)

就職が困難な障害者を、一定期間試行雇用を行う事業主に対して助成し、求職者の適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとさせていただくことを目的とした制度です。

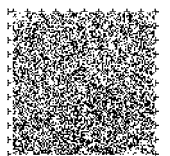
事業主に対して、障害種別とトライアル期間に応じて、一定額の助成金が支給されます。

〔助成機関〕 最長3か月 (精神障害者：最長6か月)

短時間であれば働ける障害者のためには、「障害者短時間トライアルコース」をご活用ください。

(助成期間：最長12ヶ月)

〔問合せ先〕 ハローワーク (86頁)



6 広島障害者職業能力開発校

ひろしましょうがいしゃしよくぎょうのうりよくかいはつこう

障害のある方々に、様々な職種についての知識や技術、技能を習得していただくために、国が設置し、県が委託を受けて運営する職業能力開発施設です。

〔訓練の種類〕

- 1 施設内訓練：普通職業訓練として、2年課程3科、1年課程3科・6か月課程1コースの訓練を下記所在地で実施しています。
- 2 委託訓練：離職者等の再就職を目的として、民間教育機関等に委託して、県内各地（広島・福山・呉等）で実施しています。
- 3 在職者訓練：在職者の能力開発のための短期間の訓練を実施しています。

〔訓練対象者〕 就労する意思があり、職業訓練を通じ職業的自立が見込まれる方

- 身体障害者：障害の状況が固定している方
- 精神障害者：症状が安定しており、通校が可能な方
- 知的障害者
- 発達障害者、高次機能障害者、その他

〔訓練科目および訓練期間〕

施設内訓練：2年課程 CAD技術科、情報システム科、Webデザイン科
 1年課程 OA事務科、OA事務科(音声パソコンコース)、総合実務科、事務実務科
 6か月課程 総合実務科（チャレンジコース）
 （事務実務科・総合実務科は15歳以上、その他は18歳以上の方）

委託訓練：1か月から3か月

パソコンビジネス科、介護サービス科等
 （科目によって訓練対象者が異なります。）

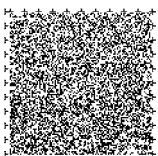
在職者訓練：12時間以上

要望に応じて科目を設定します。

〔所在地〕

施設名	所在地	設置主体	TEL (FAX)
広島障害者 職業能力開発校	〒734-0003 南区宇品東四丁目1-23	国	254-1766 (254-1716)

〔問合せ先〕 ハローワーク（86頁）、同校



7 障害者職業能力開発事業（障害者職業能力開発プロモート事業）

市内の障害福祉サービス事業所、地域活動支援センターⅢ型、特別支援学校や、民間企業等にニーズを合わせ、参加する障害者の障害特性に配慮しながら、実施方法や内容などを事業所等と協議して決めるなど、きめ細やかに対応した障害者職業能力開発説明会等を実施しています。
〔問合せ先〕市障害自立支援課（TEL 504-2148 FAX 504-2256）

8 重度障害者雇用モデル企業

重度身体障害者を雇用するとともに、民間企業に対する障害者の雇用についての意識啓発を図るため、広島市、広島県および㈱サンネットの共同出資により設立した第3セクター企業です。

- 〔事業内容〕
- ① システムインテグレーション
 - ② ソフトウェア開発
 - ③ アウトソーシング（受託処理）
 - ④ ネットワークシステム構築
 - ⑤ データエントリ（データ入力）

〔所在地〕

施設名	所在地	TEL (FAX)
㈱広島情報シンフォニー	〒732-0068 東区牛田新町二丁目2-1	222-8211 (223-8010)

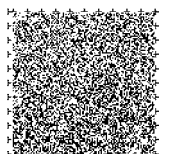
9 障害福祉サービス事業所通所者交通費助成

就労継続支援事業所、生活介護事業所に通所するための交通費を助成します。

〔対象者〕支給決定を受けて上記サービスを利用している障害者（通所による利用に限ります。）のうち、市内に住所を有する方で、対象収入から助成金相当額を控除した後の額が27万円以下の方（生活保護受給者は除く。）

〔対象施設〕就労継続支援事業所、生活介護事業所

〔助成額〕本人が居住地から施設の通所に要する、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路および方法により算出した交通費の月額で、市長が認定した金額



10 地域活動支援センターⅢ型通所者交通費助成

地域活動支援センターⅢ型に通所するための交通費を助成します。

〔対 象〕 本市が地域活動支援センターⅢ型の運営費補助の算定対象としている施設に通う障害者で、本人の費用徴収対象収入から通所経費を控除した額が27万円以下の方

〔助 成 額〕 本人が居住地から施設の通所に要する、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路および方法により算出した交通費の月額で、市長が認定した金額

11 広島市就労支援センター

市内の障害者就労施設の仕事の受注拡大や、そこで作った製品の販路拡大等を行うとともに、企業等への営業活動を行っています。

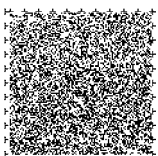
〔所在地〕 〒733-0011 西区横川町三丁目2-46
TEL 537-1331 FAX 537-1332

12 広島県就労振興センター

県内の障害者就労施設で作った製品の、販路拡大や開発支援をしています。紙屋町地下街にある「ふれ愛プラザ」は、直営販売店です。一般就労の相談も実施しています。

〔所在地〕

施設名	所在地	TEL (FAX)
広島県就労振興センター	〒732-0816 南区比治山本町12-2	252-3100 (252-3155)



13 こうせいくんれん ひ しぎゅう 更生訓練費の支給

就労移行支援事業所、自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業所における訓練の効果を上げるため、更生訓練を受けるのに必要な費用を支給します。

〔支給対象〕 上記サービスの支給決定を受けて更生訓練を受けている障害者のうち、生活保護受給者または対象となる収入（更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額）から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の方。

〔支給内容〕 参考書・ノート・訓練用具の購入費等および通所の場合の交通費など訓練に要する費用について、サービス等の種類・訓練日数に応じて支給されます。

14 こうきょう し せつない ばいてんせっち 公共施設内の売店設置

身体障害者が、公共的施設内で新聞・書籍・たばこ・事務用品・食料品などを販売する売店を設けようとするときは、内容によって便宜が与えられることがあります。

〔手続〕 売店を設置しようとする公共的施設の管理者に申請して、許可を受けてください。

15 せんばいひん はんばい 専売品の販売

身体障害者が、たばこ小売人の指定を受けようとするときは、特別の配慮を受けることができます。

〔手続〕 日本たばこ産業株式会社の各支店または営業所に申請してください。

